

回覧

消防職員が住宅用

火災警報器を

無料で設置※1 します



申込みができる方

- ① 富津市在住で申込時65歳以上のみの世帯
 - ② 現に警報器が未設置である
 - ③ 設置のため職員が寝室に入ることを承諾
- 上記のすべてが該当する方

申し込み方法

- 1 申請書を手入手※2 → 記入
 - 2 消防署に郵送又はFAX (0439-88-6500)
 - 3 申込期間8月1日～8月10日 (先着80名)
- ※上記期間以外は受付致しません

※1 事前に電話連絡 訪問は消防の赤い車両、設置はネジ2本

※2 申請書は消防署・富津公民館・中央公民館の窓口、富津市ホームページからダウンロードできます。

住宅用火災警報器とは

富津市火災予防条例により寝室に設置が義務付けられており、火災の煙に感知して音声やブザーで寝ている人に避難をよびかけるものです。

住宅用火災警報器の寿命は10年が目安です。

わからないことは

消防本部予防課まで

〒293-0006 富津市下飯野 2509-1

電話 0439-88-6406